

國學院大學學術情報リポジトリ

資料紹介 神宮教院本教館 関係資料

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐々木, 聖使 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001027

資料紹介 神宮教院本教館 関係資料

佐々木 聖 使

資料紹介 神宮教院本教館 関係資料

王政復古の大号令により始まった明治新政府は、西洋諸国から積極的に文明を摂取すると同時に、明治三年（一八七〇）一月、「治教を明かにし惟神の大道を宣揚すべし」という大教宣布の詔を發布し、神道を主とした啓蒙運動をはじめた。五年四月に教導職が設けられ、三条の教則を布教の大綱と定め、神官や僧侶を糾合して教導職に任じ、キリスト教の蔓延に対処すべく、布教活動に従事した。その教導機関として大教院を創設し、地方には中教院、小教院を設置して全国的な規模で大教宣布の体制がしかれていった。「大教を宣布するに当つて、最も重要な事は、それに従事する講師とその養成機関の問題」【阪本健一「明治初期に於ける神宮の教化運動」、『神宮・明治百年史』上巻、神宮司庁、昭和四十三年十月】であった。

神宮では明治五年十月、教部省に「教院」の設立を願ひ出、翌年四月、神宮教院を設立して教導職の養成を開始した。「此時の学生は市内の通学生大凡三十餘名、年は八九歳より十五六歳まで」の幼学生と、「市内旧神官師職の子弟にし

て年は十六七歳より十八歳」の講習生が学んでいた【「大久保堅磐手記」、『神宮・明治百年史』上巻】。

この幼年生教育を含めた「教院」の教育実態は不明であるが、本資料の「神宮教院 生徒授業課目」（本資料一—一〇—一—三）は、明治七年の刊行と推定されるので、当時の神道教育機関の教育内容や実態を知ることができる資料である。

明治七年、小学校が開設されると、十三歳以下の生徒は小学校に転校し、神宮教院の学生が激減した。

その影響もあり、新たに神宮教会を中心に神宮教院「本教館」が発足したのは、九年十月である。同年十一月に、十四歳以上を対象とした最初の入学試験（定員三十名）を行った。しかし合格者が十九名にとどまり、定員に充たなかった。

この最初の募集は、神宮教会で全額教育費を負担する「院費生」を対象としたものであろう。合格者が募集人員に満たなかったため、さらに院費生十一名と自費生五十名の生徒募集をおこなうため、十二月二十七日付の「廣告」（本資料二）を配布して追募した。

『皇學館大學三十年史』（皇學館大學、平成二十四年四月）によると、「明治十年二月、本教館としての最初の入学試験が行なわれた」と記されているが、本資料の「廣告」によると、十年二月の試験は、追募のための再入学試験である。また、その追加の試験は「二月」とされている。確かに「廣告」でも、二月二十日を期して募集すると印刷されているものの、その「二」月が朱筆で「三」に修正されているので、実際の追加の試験は「三月二十日」であった可能性がある。もしくは、二月二十日と三月二十日に追加の入学試験が行なわれたのかもしれない。

院費生と自費生の合計八十名の募集に対して、最終的に何名合格したのか不明であるが、明治十年頃にはおよそ百名ほどいたと言われている【前掲「大久保堅磐手記」】。

神宮教会で全額教育費を負担する「院費生」は、経済的理由で修学困難者のための制度であった。定員は三十名で、甲科・二十歳以上と乙科・十五歳以上に分けられ、修学期間は五年である。本資料三は、「院費生」のための規則である。入学試験から入学後の生活、卒業後の奉事期間やその間の俸給まで規定されている。

神宮教院で学ぶため、多くの生徒は自宅から通うことができなかった。そのような者のため、「生徒寮」が設けられていた。そこに入寮した生徒たちのための規則集が、本資料四である。日常的な日課や規律を知ることのできる資料である。

ところで、明治初年の神道系教育機関である神宮教院本教館や皇典講究所の前身・神道事務局生徒寮は、教導布教に対応するため、宗教的教義内容の学科目が多かった。

本教館では、上等生の最終学年第三級「付科」の教科目に、「佛道論衡・佛祖統記・釋氏要覽・闡藏知律・法苑珠林・大知度論・天道溯源解・聖教初學要理・自然神教・舊約全書・新約全書・國體新論」が指定されている。当時の教導布教にとって、仏耶両教の基礎的な知識を学んでおくことが求められていたのであろう。その教科内容を記している「本教館學規」が、本資料四の後に綴られているが、既に『神宮教院大成』（『増補大神宮叢書』19、吉川弘文館、平成二十四年七月）で紹介されているので、本紹介では省いた。

明治十四年十二月に本教館は廃止、翌十五年四月に「皇學館」が設置され、東京の「皇典講究所」とともに、本格的な神道教育機関が発足した。

十五年以降設立された神道系教育機関では、「宗教」と「学問・教学」の分離が推進され、宗教的教導布教を目的とした教育内容が見直され、神職の教育研究機関に様相を変え始めた。皇學館が設立した時の目的は、「神宮神官之子弟ヲ養成」するためであり、そのために「神宮ニ關スル古傳ヲ明カニシ、其ノ他神典、國史、律令格式、地理、物

産、民族、語學】『神宮皇學館五十年史』昭和七年四月』を学ぶことが目的となった。本教館時代のような宗教的教導布教を目的とした学科目は、排除されている。

現在、武田幸也氏が神宮教院の教説書類の研究を推進されている【『神宮教院と神道教説史』、『神道宗教』第二三五号、平成26年7月、ほか】。また、戸浪裕之氏が神道事務局生徒寮での教育実態などを明らかにされている【『神道事務局の教育機関』、『神道宗教』第二二七号、平成22年1月、ほか】。明治初期の神道教育機関の実態が、少しずつ明らかになっているが、まだ不明な部分が多い。最大の要因は、基礎的資料が少ない点にある。その意味で本資料類（筆者所蔵）は、当時の神道系教育機関の一端に触れることができる資料である。

解題

一 神宮教院 教徒授業課目

版本。縦二二種、横一四・四種。袋綴装。本資料は、全二十二丁でひと綴りにされているが、三種類の関係資料が合冊にされている。それぞれ表紙が付けられているにもかかわらず、丁数が連番になっている。

本資料は、神宮が設立した「教院」（明治六年～七年）の資料である。

久保田収氏が「神宮教院と神宮奉斎会」【『明治維新神道百年史』第四巻】で内容の一部を紹介されている。しかし本資料中の一―一にとどまり、一―二、一―三の部分に全く触れていないので、全文を紹介することにした。

本資料に奥付はなく、刊行年が不明である。三條西季知の撰文が冒頭にある。その肩書は祭主兼大教正となっている。その職にあった時期（明治七年一月～八年七月）と、明治七年に小学校の開校により神宮教院の生徒が

激減した点などを考えると、明治七年の刊行と推定される。

一―一 神宮教院 教徒授業課目

版本。縦二二種、横一四・四種。袋綴装。六丁。祭主兼大教正正二位三條西季知撰。表紙に「官許」の丸形朱判を押印している。

表紙の表題は「神宮教院」となっているが、本文中の表記は「神宮教會」となっている。

初等課目（第一科〜第三科）、二等科目（第一科〜第三科）、三等科目（第一科〜第三科）と「誓文」が記載されている。

一―二 神宮教院 教徒授業課目 修祓儀式

版本。縦二二種、横一四・四種。袋綴装。表紙が付き、本文は七丁〜一六丁の一〇丁。表紙に「官許」の丸形朱判を押印している。

修祓儀式の注意事項や挙式の仕方を記載した後には、「修祓會日祝詞」「幣紙並幣串図式」「錢切裁法図式」「散米」「幣案並錢切箱図式」を図で描いている。

なお表紙に、「文政元年戊寅四月十三日亥刻産 神宮五等輔教心得少講義三崎葦牙授與」の墨書がある。また表紙裏に「多度神社神楽太鼓ノ打式」の墨書と「太鼓の打ち方記号」の墨書がある。「多度大社は、式内社、旧国幣大社。三重県桑名市多度町」。元の所有者が記入したものであろう。

一―三 神宮教院 教徒授業課目 神典要文

版本。縦二一糎、横一四・四糎。袋綴装。表紙が付き、本文は一七丁〜二二丁の六丁。表紙に「官許」の丸形朱判を押印している。

古事記・日本書紀・古語拾遺の抜文で構成されている。

二 廣告

版本。縦二七・八糎、横三四糎。一葉。明治九年十二月二十七日付、神宮教院院費生徒募集廣告。右下に「神宮桑名教会事務所」の角型朱判を押印している。

本文中「募集期限を二月二十日」としている。「二」月を、朱筆で「三」に訂正している。また「期月・前十日日本院ニ申出ヘシ」の誤植を、朱筆で期「日」に訂正している。

三 神宮教院本教館院費生規則

版本。縦二二・四糎、横一五糎。袋綴装。一〇丁。表紙右下に「神宮桑名教会事務所」の角型朱判を押印している。奥付なし。明治九年〜十年頃の刊行であろう。

全三十二條で構成されている。

四 神宮教院本教館生徒寮則

版本。縦二二・八糎、横一五・三糎。袋綴装。四丁。表紙に「神宮桑名教会事務所」の角型朱判を押印している。

奥付なし。資料三と同一時期の刊行と思われる。

なお、本資料二〜四は一綴りにされ、さらにその後「本教館學規」一二丁も綴られているが、前述したように『神宮教院大成』に紹介されているので、省略した。

一 一 一 神宮教院 教徒授業課目

神宮
教會教徒授業課目

祭主兼大教正正二位三條西季知撰

凡我神宮教會ノ教徒。神隨ノ大道ヲ解了シ。誠心ヲ振起シ。授業ノ課中ニ入り愈神道ノ秘旨ヲ窮メント懇祈スル者ハ。先誓紙ノ神文ヲ出シ。解除ヲ受クベシ。誓文ハ授業者ヲシテ自書セシム。筆ヲ執ルコト能ハサル者ハ。刷本ヲ與ヘ苗字名ヲ自寫セシメ。各地教會出張ノ教職之ヲ纏メ。解除式ヲ行ヒ。神宮教院ニ達シ。時雍館ニ於テ。教正以下教職捺印式ヲ行ヒ。再ヒ本主ニ附シ生涯之ヲ奉持セシメ。死後ハ其靈屋ニ安シテ。永ク奉祀セシムヘシ。

初等課目

第一科 修祓ノ儀式ヲ口授ス。

式ハ神宮所傳ニ由テ之ヲ授ク。式ヲ受クルノ後ハ。自己一家ノ為ニ修行スルヲ許ス。其受式者ト雖モ。之ヲ再傳スルカ如キハ。父子兄弟ノ間ト雖モ之ヲ許サス。

第二科 神典ノ讀法ヲ口授ス。

古事記。日本書紀。祝詞式。古語拾遺等ノ書中ニ就テ。要文ヲ拔萃シ。訓讀ノ法ヲ口授シ。年中神拜略記ニ載

スル祭日。及ヒ朝暮職業ノ餘暇ヲ以テ。神前ニ奉讀セシム。

第三科 祓詞ノ要義ヲ口授ス。

諸注ヲ折衷シ。訓詁文義ヲ口授ス。

二等課目

第一科 神典ノ奥義ヲ相傳ス。

神徳ノ妙用。國體ノ基本。未ダ諸注ノ尽シ得サル所ヲ講演シ。每條其至要ヲ會得スルヲ待テ。次第ニ講義ヲ卒ル。其體裁普通ノ講談ト同ジカラズ。

第二科 神拜ノ心法ヲ相傳ス。

神明ヲ拜禮スルニ當テ。專要トスル處ノ心法ヲ傳フ。

第三科 神魂帰着ノ實理ヲ相傳ス。

神典ニ徴シテ。神魂ノ本分ヲ示シ。歸着ノ實理ヲ相傳ス。

三等課目

第一科 神典ノ深奥ヲ講セシム。

先ニ受クル處ノ業ヲ修シ得テ。神典ノ秘奥ヲ講シ。能ク人ヲ神隨ノ道ニ誘導スルニ足ラシム。

第二科 祓詞ノ秘奥ヲ講セシム。

口授ノ尽サ、ル所ノ。深理妙旨ヲ發明セシム。

第三科 皇大神神詠ノ奥旨ヲ自得セシム。

皇大神祭主輔親ニ賜フ。神詠ノ奥旨ヲ自得シ。安心不動。大神ニ依頼セシム。

右毎科業ヲ卒ルノ度證券ヲ與フ。

誓文

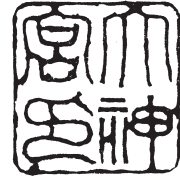
カカマケモカコキアメノミ、ナカスシノカミカミ、ムスビノカミカミ、ムスビノカミカミ、テラススオホ、カミヨ、ハシラノスオホ、カミノオホマヘニタマシクワアカキコ、ロモ、テカシコミカシコ
 挂卷母畏、支天、御中主、神高皇座、神神皇座、神天、照皇大御神四柱、乃皇大神、乃大前、正、直、清、久、明、心、以、畏、美、畏、
 ミモチビマツラ、スオホカミノカムナラトオキキタマヒサダマハルオホミ、フコトホオホラシヘ、ヲナダキニカシコミカワタマハリ、ス、ム、モシ、ラ、ニ、シ、ソ、ク、モ、シ、ラ、ニ、ヨ、コ、ヒ、ラ、ト、ミ、オ、
 誓比奉、久皇大神、乃神隨、止、掟、賜比定、賜留、大道、乃深、久、遠、大、教、頂、恐、美、受、賜、進、母、不、知、尔、退、母、不、知、尔、歛、備、貴、懼、知、
 カシコマリテカヒマドヘルクナレタラシ、奈留、奴、心、以、邪、道、伊、佐、西、伊、射、奈、所、註、誤、伊、射、奈、波、留、々、事、無、久、平、支、時、尔、波、夜、半、曉、時、止、休、息、無、久、弥、
 恐、利、狂、迷、留、頑、奴、心、以、邪、道、伊、佐、西、伊、射、奈、所、註、誤、伊、射、奈、波、留、々、事、無、久、平、支、時、尔、波、夜、半、曉、時、止、休、息、無、久、弥、
 マス、
 益、益、尔、勤、結、宇、治、方、夜、時、尔、波、身、母、命、不、惜、之、久、貞、心、以、朝、廷、尔、奉、仕、留、事、辭、立、不、在、人、祖、乃、意、能、弱、厄、養、
 ヒ、ス、コ、ト、ノ、コ、ク、ナ、デ、マ、ヒ、ヲ、サ、タ、マ、ヒ、コ、
 治、事、乃、如、撫、賜、比、治、賜、比、己、々、太、久、厚、惠、賜、布、神、德、皇、恩、平、一、心、以、敬、報、伊、奉、留、和、佐、止、奈、母、平、久、安、久、所、開、食、止、カ、シ、コ、
 ミカシコミモチカヒラクトマラス
 美、畏、美、母、誓、比、奉、久、止、申、頌、

年月日

苗字名 印

誓紙上捺ス所ノ印文

方一寸六分



太神
宮印

右宮城内ノ黄土ヲ用テ之ヲ捺ス

一―二 神宮教院教徒授業課目

修祓儀式

修祓儀式

- 一 受式者禮服ヲ着用シ。教會所神前ニ設ル修祓ノ坐ニ着シ。扇ヲ執テ。起拜二度。奉拜二度。膝行シテ扇ヲ膝ノ右ニ置キ。大麻ヲ取り左右左ト振り。案上ニ奠シ。錢切散米三度手一ツ扇ヲ執テ初申ノ祝詞ヲ奏シ。訖テ扇ヲ左手ノ指ニ狭ミ。錢功散米拍手初儀ノ如クス。次ニ大祓詞ヲ申ス。訖テ扇ヲ左手ニ持チ。錢切散米拍手初ノ如クシ。又大祓詞ヲ申ス。其式始ノ如クシテ。七回ニ及ヒ。訖テ膝退シテ。奉拜二度。起拜二度。訖テ本座ニ復ス。但シ祓詞未タ諳讀ヲ得サル者ハ。卷物折本等ヲ用テ修行スベシ。
- 一 業ヲ授ルノ節ハ。受式者ノ外見參ヲ許サス。
- 一 受式者。禮服着用ヲ本儀ト爲ト雖モ。時宜ニヨリ。袴ノミヲ着スルモ妨ナシ。

一 祓詞奉讀ハ七回ヲ以テ本義トス。但略シテ一二回ニシテ訖リ。或ハ勤勉シテ數百回ニ及フモ。本主ノ意ニ隨スヘシ。

一 祓ノ修行千萬回ノ多數ニ及ハント欲スル者ハ。略清祓詞詞曰天津神國津神祓給言給ヲ以テスベシ。其式ハ。清潔ノ小石百顆ヲ取テ。社中十名アレハ各十箇ヲ分領シ。座ノ左ニ置キ。一人神前ニ進ミ。大祓詞ヲ修スルコト常儀ノ如ク一回訖テ復坐シ。一坐同音ニ略清祓詞ヲ稱フ。而テ詞ヲ稱フル一度毎ニ左手ノ指ヲ屈シテ。十指ニ滿レハ各手ヲ拍ツコト一端。坐ノ左ノ石ヲ取テ坐ノ右ニ移シ。如此ニシテ各十箇ノ石ヲ悉ク坐ノ右ニ移シ。訖テ一人神前ニ進ミ。大祓詞ヲ稱フルコト一回。初儀ノ如クスヘシ。右ヲ以テ千回修行ノ法式トス。此式ヲ重テ。二千三千ヨリ萬餘回ニモ至ルベシ。

一 千回以上ノ祓修行中。止ムヲ得サルノ事故アリテ中座スル者アラハ。遺ス所ノ石ヲ分配シ數ヲ滿ツヘシ。一同數ヲ滿カタキトキハ。石ヲ一所ニ集メ置キ。後日集會シテ數ヲ滿ツヘシ。

一 錢切散米ハ。祓修行ノ後河水ニ投スヘシ。

附録

教會ニ於テ式ヲ受ルノ後。練歷ノ為。社中集會シテ。祓修行スルノ式。

一 清潔ニシテ便宜ノ宅ヲ撰ミ。床ノ中央ニ天照皇大神ノ神號ヲ掛ケ。洗米水塩ヲ奠シ。神前ニ修祓具ヲ陳シ。座中妄ニ雜人ノ出入ヲ止メ。室内ニ在ルハ。則チ皇大神ノ宮廷ニアルノ心ヲ存シ。妄談雜話ヲ禁シ。心神ヲ安定シテ修行スルヲ要ス。

一 祓詞ハ一座同音ニ奉讀スヘシ。修シ訖テ各神前ニ進ミ。朝廷平安國土繁昌家門無異ノ祝詞ヲ奉讀スベシ。一時宜ニヨリ教官ヲ招待シ。修祓ヲ請ヒ。說教ヲ所望スルハ妨ナシ。

一 神座ノ傍ニ産土神ノ號。或ハ祖先ノ式年正辰等ニ由テ。其靈版ヲ安シ追福ヲ修スルカ如キハ。固ヨリ敬神ノ本義ニ

シテ妨ナキ所ナリ。

一教官ヲ招待シテ修行スルノ体裁ハ。教會所ノ式ヲ略シ。説教聽者ハ社中ノ人ニ限ルベシ。事訖テ各神前ニ進ミ。略

神拜ノ詞天照大神御神ヲ称フルヲ三度手ニ端。訖テ神座ヲ収メテ退出スベシ。

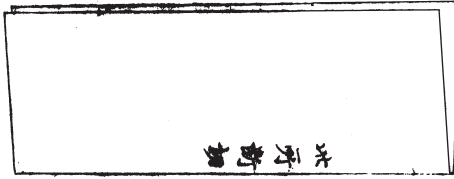
一神號ノ掛軸神饌修祓等ノ具ハ。各社中ニ一具ヲ設ケ置クベシ。

修祓會日祝詞

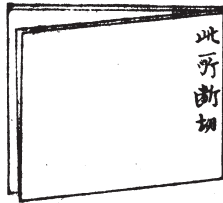
掛卷カケマクモカシコキアメミ 支天シテン 御中主ミチノナカノミ 神高皇産靈神カミタカノミコノミ 神皇産靈神カミタカノミコノミ 照皇大御神テラミミコノミ 四柱ヨシツツ 乃皇神ミコノミ 乃御前ミコノミ 尔畏ミコノミ 畏ミコノミ 白シラ 久天地止共キウテンチトモニ 長日月共ナガヒツキトモニ
 遠トホク 久立キウタテ 賜比タマヒ 向ムカフ 賜神隨タマヒカミナリ 乃大道頂ミチノミチノミ 尔受賜ミコノミ 加多自氣奈美伊蘇志美奉留状カタクミケナミイソシメイソシメマツルナリ 平ヒラ 久安キウアン 久聞キウケン 食シ 弥務ヤツツ 弥結ヤツツ 尔阿奈奈賜比ミコノミ
 輔賜顯神ソヘタマヒカミナリ 止大座トメオホノ 食國乃天シタラシメタマヒ 下治シタラシメ 賜惠タマヒ 賜天タマヒ 皇乃大御世ミコノミ 手長乃大御世テナガノミコノミ 湯津磐村乃如ユツツノミコノミ 堅磐尔常磐尔嚴ツツツノミコノミ 御世乃ミコノミ
 足御世尔幸ミコノミ 賜比官々タマヒカミナリ 乃人等乃仕ミコノミ 奉留政マツルシ 事波平シラヒラ 久穩キウケン 久己家々キウキカカ 己門々ミカド 祖名ソノナ 不失令シラ 奉仕マツルシ 賜公タマヒカミ 民諸タマヒカミ 乃職業波ミコノミ
 豊尔牟俱佐加伊賀志八桑枝乃トヨノミ 如久令立ミコノミ 栄賜比サカシメタマヒ 此席コノマツル 尔參集ミコノミ 留拙マツルシ 多豆加奈伎何誰タマヒカミ 何誰ナニ 等我家内乃人等ミコノミ 己乖々ミコノミ
 不令在シラ 邪意シラ 穢心シラ 無久弥進シラ 弥勤シラ 尔勤賜比ミコノミ 各過ミコノミ 在シラ 見直志聞ミコノミ 賜比タマヒ 波布理失シラ 賜事無慈ミコノミ 賜比人目賜ミコノミ
 止鹿自物膝折伏トメカシメ 宇自物頸根築拔ミコノミ 恐シラ 美恐ミコノミ 白須シラ
 辭別シラ 产土シラ 皇神遠ミコノミ 祖代々ミコノミ 祖親族ミコノミ 諸乃御靈乃御前ミコノミ 尔謹敬ミコノミ 比申奉ミコノミ 久年萬祿久行ミコノミ 来留問ミコノミ 尔大奈留ミコノミ 灾害無久己ミコノミ 々々久ミコノミ
 高治賜恩ミコノミ 頼ミコノミ 平ミコノミ 久見所行聞ミコノミ 食疎夫留物能自下ミコノミ 往者下守ミコノミ 自上往者上守ミコノミ 夜能守ミコノミ 日能守ミコノミ 尔ミコノミ
 守惠幸ミコノミ 賜比生子八十續家門荒穢事無久仕奉ミコノミ 賜止乞祈奉ミコノミ 久止白須ミコノミ

幣紙並幣串圖式

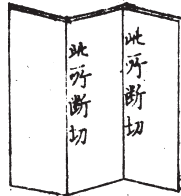
始、原紙ヲ横ニ折ル圖



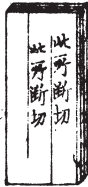
次圖



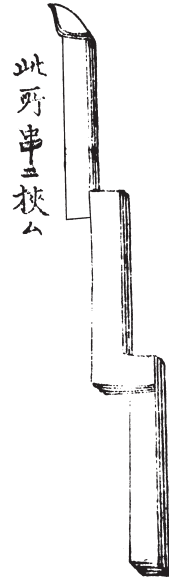
次圖



次圖



次圖



此所串三枚

前虫

後虫

割力々二寸五分 檜材長一尺二寸

六分

幣串末口

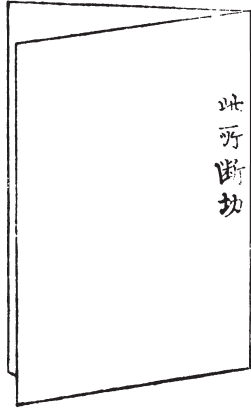
四分

幣串本口

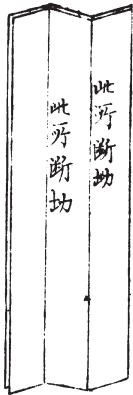


錢
坊
裁
法
圖
式

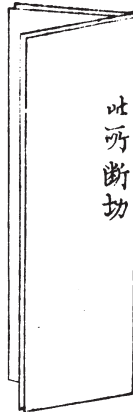
始
ノ
濃
紙
ヲ
堅
ニ
折
ル
圖



次
圖



次
圖



玄米ヲ本義トス但白米ヲ用ルモ妨ナシ

散米



次圖

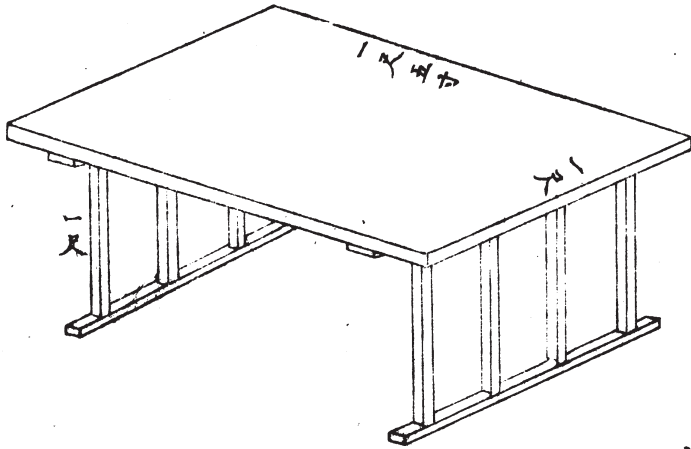


次圖



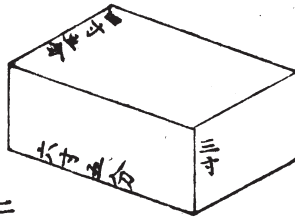
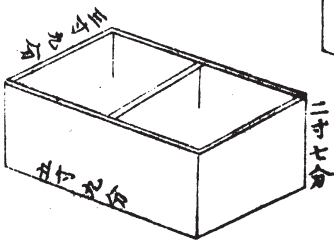
次圖

幣案並錢功箱圖式



分

蓋寸法



一—三 神宮 教院 徒授 業課 目

神典要文

神典要文

年中神拜略記二載スル祭日。及朝暮職業ノ餘暇ヲ以。神前ニ於テ之ヲ奉讀セシム。

古事記曰。天地初發之時。於高天原一成神名。天之御中主神。次高御產巢日神。次神產巢日神。此三

柱神者。並獨神成坐而隱身也。

又曰。天神諸命以。詔三伊邪那岐命伊邪邪美命二柱神修理固成是多陀用幣流之國。賜天沼矛

而。言依賜也。故二柱神立天浮橋二而指下其沼矛以畫者。鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而。引上時。自

其矛末垂落之鹽。累積成嶋。是淤能碁呂嶋。於其嶋天降坐而見立天之御柱。見立八尋殿。

又曰。天照大御神。詔然者汝心之清明何以知。於是速須佐之男命答曰。宇氣比而生子。

故爾各中置天安河而。宇氣布時。天照大御神先乞度。建速須佐之男命。所佩十拳劍。打折三段。

而。奴那登母由良爾。振滌天之真名井而。佐賀美爾迦美而。於吹棄氣吹之狹霧一所成神御名。多紀理毘賣

命。亦御名謂奧津嶋比賣命。次市寸嶋比賣命。亦御名謂狹依毘賣命。次多岐都比賣命。速須佐之男

命乞度。天照大御神所纏左御美豆良。八尺勾瓊之五百津之美須麻流珠而。奴那登母由良爾。振滌天

之真名井而。佐賀美邇迦美而。於吹棄氣吹之狹霧一所成神御名。正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命。亦乞度所

纏右御美豆良一之珠上而。佐賀美邇迦美而。於吹棄氣吹之狹霧一所成神御名。天之苦卑能命。亦乞度所

纏御變一之珠上而。佐賀美邇迦美而。於吹棄氣吹之狹霧一所成神御名。天津日子根命。又乞度所纏左御

手一之珠上而。佐賀美邇迦美而。於吹棄氣吹之狹霧一所成神御名。活津日子根命。亦乞度所纏右御手一之珠上

而。佐賀美迦美而。於吹氣吹之狹霧一所。熊野久須思命。於是天照大神告曰。速須佐之男命。是後所生五柱。男子者。物實因二我物一所成。故自吾子也。先所生之三柱。女子者。物實因二汝物一所成。故乃汝子也。如此詔別也。

日本書紀曰。伊弉諾尊伊弉册尊共議曰。吾已生二大八洲國及山川草木。何不再生二天下之主者一歟。於是共生二日神。號二大日靈貴。此子光華明彩。照徹於六合之内。故二神喜曰。吾息雖多。未有二若此靈異之兒。不宜久留。此國。自當早送于天。而授以天上之事上。

又曰。天照大神手持二寶鏡。授二天忍穗耳尊。而祝之曰。吾兒視二此寶鏡。當猶視吾可三與同床共殿。以為二齋鏡。

又曰。天照大神。乃賜二天津彦々火瓊々杵尊。八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物。又以下中臣上祖天兒屋命。忌部上祖大玉命。猿女上祖天鈿女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神上使二配侍一焉。因勅二皇孫一曰。葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可王之地也。宜二爾皇孫就而治焉行一矣。寶祚之隆。當與二天壤一無比窮者矣。

祈年祭祀詞曰。伊勢坐天照大神前。白皇大神能見。坐四方國者。天能壁立極。國能退立限。青雲能靄。極白雲能墜。坐向伏限。青海原者。棹乾不干舟。艚能至留。極大海。舟滿都々氣。自陸往道者。荷緒結堅。磐根木根。履佐久弥氏。馬爪能至留。限長道無間。立都々氣。狹國者廣峻。國者平。久遠國者八十綱。打掛引寄。如事皇大神能寄奉。波荷前者皇大神能大前。爾如橫山打積置。呂殘平。聞看又皇御孫命。御世手長。御世堅磐。爾常磐齋奉。茂御世爾幸。爾奉。故皇吾陸神漏伎神漏彌命。宇事物頭根衝拔皇御孫命。宇豆乃幣帛平稱。辭竟奉。久登宣。

古語拾遺曰。仰從二皇天一。祖之詔一。建二樹神籬一。所謂高皇產神。神皇產靈。魂留產靈。生產靈。足產

奉。故皇吾陸神漏伎神漏彌命。宇事物頭根衝拔皇御孫命。宇豆乃幣帛平稱。辭竟奉。久登宣。

靈^ヒ。大宮^{オホミヤ}賣神^{ウツカミ}。事代主^{コトシロヌシ}神^{ノカミ}。御膳神^{ミケツカミ}。櫛磐間^{クシイハマト}戸神^{ノカミ}。豐磐間^{トヨイハマト}戸神^{ノカミ}。生嶋^{イクシマ}。坐摩^{カカスリ}。日臣^{ヒノヲノミ}命^{ミコト}。帥^{ヒキキク}来目部^{キケクメ}。衛^{マモ}護^リ宮門^{ミカド}。掌^{ツカサトル}其^{ソノ}開闔^{ヒラキ}。饒速日^{ニギハヤヒ}命^{ミコト}。帥^{ヒキキク}内物部^{ウチモノベ}造^{ツクリ}備^ホ矛盾^{マノコト}。其^{ソノ}物^{モノ}既^{スニ}備^ホ。天^{アマ}富^{トミ}命^{ミコト}。率^{ヒキキク}諸^{モロ}齋部^{イハハ}。採^{トリ}天^{アマ}璽^シ鏡^{キョウ}。劍^{ツルキ}。奉^{マツ}安正^{オキミ}殿^{アラカニ}。並^{ナラヒ}懸^ケ瓊玉^{タマヲ}。陳^{ツラネ}其^{ソノ}幣^ネ物^{モノ}。殿^{オホト}祭^{ホカヒ}祝^{ヒノリ}詞^{マツス}。次^{ツキニ}祭^{マツル}宮門^{ミカド}。然^{シカシ}後^{ノチ}物部^{モノベ}乃^ハ立^{タテ}矛盾^{マノコト}。大^ト伴^{トモ}来目^{キケクメ}。建^{タテ}伎^ヒ伎^ヒ開門^{ヒラキマド}。令^{シム}朝^{アサ}二^ニ四方^{ヨナニ}之^ノ國^{クニ}以^モ觀^ミ天^{アマ}位^{ミカド}之^ノ貴^{カミ}上^ノ。

又曰^{イタリテ}。至^イ于^ニ磯城瑞垣^{シキミツカキ}朝^{アサ}。漸^ヤ畏^{オソ}神^{カミ}威^{イハレ}。同^{ドウ}殿^{テン}不^{ヤス}安^{カラ}。故^{カレ}更^サ令^{シメ}齋部^{イハハ}氏^ノ。率^{ヒキキク}石凝姥^{イシノリト}神裔^{ノカミノハツコ}。天^{アマ}目^メ一^{ヒト}神裔^{ノカミノハツコ}二^ニ氏^ノ。更^カ鑄^{ツク}鏡^{キョウ}造^{ツク}七^{ナナ}劍^{ケン}。以^モ為^ス二^ニ護^ゴ御璽^{ミシ}一^{ヒト}。是^{コレ}今^{イマ}踐^{アツ}祚^{シメス}之^ノ日^ヒ所^{コロノ}獻^{タテマツル}神璽^{シノミカ}鏡^{キョウ}劍^{ケン}也^{ナリ}。仍^{ヨリテ}就^{キテ}於^ニ倭^{ヤマト}笠縫^{カサヌヒ}邑^ノ。殊^{コト}立^{タテ}磯城^{シキノ}神籬^{ヒモロキヤ}。奉^{マツ}遷^{ウツシ}天^{アマ}照^{テラ}太^{オホ}神^{カミ}及^ヒ草薙^{クサナギ}劍^{ケン}。令^{シム}皇^ミ女^{メノ}豐^{トヨ}鍬^{クサ}入^{イリ}姬^{ヒメ}命^{ミコト}奉^{マツ}齋^{イハハ}焉^{ナリ}。又^{イタリ}曰^テ。天^{テン}照^{セウ}大神^{タイシン}者^ハ。惟^{コレゾ}祖^{ソウ}惟^{コレゾ}宗^{ソウ}。尊^{タフト}無^{ナシ}與^{ナシ}二^ニ。自^{シヨ}餘^ヨ諸^{シヨ}神^{ノカミ}者^ハ。乃^{スナハチ}子^コ乃^{スナハチ}臣^シ。孰^{タレカ}能^{ヨク}敢^ク抗^{アエテ}。

二 廣告

本院本年十一月ヲ期シテ院費生徒ヲ四方ニ募ル期ニ及ヒ來集スル者數十名ニシテ合格ノ者十九名ナリ未夕定員ニ滿タサルヲ以テ明年二月二十日ヲ期シテ院費生十一名ヲ追募シ更ニ自費生五拾名ヲ招募セントス有志ノ子弟院費自費ヲ論セス苟モ我カ募ニ應セント欲スル者ハ左式第一號第二號雛形ニ準シ期月^{【朱筆、丑】}前十日本院ニ申出ヘシ

明治九年十二月廿七日 神宮教院

○院費生給與

上等生 一ヶ月金六圓

中等生 同 金五圓

下等生 同 金四圓五十錢

○同生合格

一身體強壯ナル者

一皇漢普通ノ書ヲ解シ得ル者

一五年間家事ニ係累ナキ者

一年齡十四歳ヨリ廿五歳マテノ者

○自費生給與

筆紙墨炭油 無謝金

同生出費

月俸金壹圓七十五錢

右月俸ノ外一切出金ニ及ハス

○同生合格

一皇漢普通ノ書ヲ素讀シ得ル者

一二年以内家事ニ係累ナキ者

一年齡十四歳ヨリ三十歳マテノ者

第壹號保證狀書式

保證狀

何府縣華士族平民

何國何郡何町何某長次男弟

何 誰

年 齡

右之者今般爲教義學精究御院本教館へ差出候ニ付本人身上之儀ハ一切自分引請凡テ御定則之通爲相守可申萬一不都合之儀有之節ハ如何様共御處分相受可申候仍テ此段保證仕候也

何府縣華士族平民

何國何郡何町

何 某 印

年號月日

神宮教院

御 中

○第二號入院願書々式

入院願書

私義^{〔マシ〕}教義專門學志願ニ付今般御院本教館へ入學修業仕度候間御試驗之上^{〔入院費〕}生ニ御加入被下度此段御願申候也

何府縣華士族平民

何國何郡何町何某長次男弟

何 某 印

年號月日

神宮教院

御 中

年 齡

右ノ外本教館規則學科等ハ本院ヨリ各府縣神道事務分局ニ逋送セルヲ以テ其詳細ヲ知ラント欲スル者ハ右最寄ノ分局ニ於テ聞合スヘシ

三 神宮教院本教館院費生規則

第一條

院費生ハ學資ニ乏ク志ヲ抱テ學ブコ能ハザル者ヲシテ其素志ヲ達セシムルヲ要ス故ニ學資ニ富メル者ハ院費生タルコトヲ許サス

但本館別ニ自費生徒寮ヲ設ク故ニ學資ヲ有スル者ハ之ニ入ラシム寮則學科等ハ院費生ニ異ナルコトナシ

第二條

生徒ハ三十名ヲ定員トス故ニ兩員アルニ非サレハ漫ニ加入スルコトヲ得ス

第三條

生徒ハ年齢十五歳以上廿五歳以下行狀端正體質健康ニシテ天然痘或ハ種痘セシ者ヲ試験シ其及第スル者ヲ抜撰ス

第四條

試験甲乙二科ノ内一科及第ノ者ヲ抜撰スルヲ定法トスト雖モ生徒ニ定員アルヲ以テ志願人多キ時ハ或ハ二科ヲ試験シ或ハ及第者ノ内殊ニ優等ナル者ヲ抜撰スルコト有ルヘシ

但及第者ニシテ入館ヲ許サ、ル者ハ不得止ニ出ル者ナレハ第二募集ノ節舉テ入館セシム尤再募ノ期マテ自費生ニ加入スル者タルヘシ

第五條

試験ハ年齢ニ應シ甲乙二科ニ分ツ其例左ノ如シ

第一作文（雅文漢文通俗文）

第二對策

甲科 第三國史解意

第四漢籍（經書）正講

第五神典正講

右二十歳以上

第一應答

第二作文（通俗文）

乙科 第三歴史清讀

第四漢籍（歴史）解義

第五神典解義

右十五歳以上

第六條

肄質年齡行狀才學等第三條第四條合格ノ者ト雖モ終身教義ニ從事スル志願アルモノニアラサレハ入學ヲ許サス

第七條

修學ハ五ヶ年ヲ期トス

但生徒才學進歩ノ利鈍ニ隨ヒ長短アルヘシ

第八條

衣食調度ハ一切院ヨリ之ヲ給與ス

但襦衣及整裝ノ具ハ自費タルヘシ

第九條

院費ヲ受クル年數ニ依テ奉事ノ年限ヲ定ムルヲ左ノ如シ

院費二年 奉事四年

院費三年 奉事七年

院費五年 奉事十一年

第十條

毎週間二一回醫員ヲシテ生徒ノ容躰ヲ検査セシメ若シ發病ノ者有ルトキハ其症ノ輕重ニ因リ適宜ニ療養セシメ三十日以内ハ平生賄料ノ外更藥餌料ヲ給與スヘシ

但藥餌料ハ卒業ノ後院費金高ノ内ニ加算シソノ金額ニ依テ奉事ノ年數ヲ定ムルヲ法トナス

第十一條

修學年限中ソノ業ニ堪ヘサル者事故アリテ退館スル者懶惰不行狀ニテ解放スル者等ハ給與セシ公費ヲ返納セシム若本
人能ハサル時ハ其引受人ヨリ辨納セシムヘシ

但卒業後奉事年限中病死スルトキハ之ヲ棄ツ

第十二條

修學中歸省ヲ許サス

但父母ノ疾病又ハ不得止事故有テ事情確實疑ヒナキ者ハ許スノモ有ルヘシ

第十三條

入學ヲ願フ者ハ左ノ書式ニ效ヒ願書并ニ履歷書ヲ出スヘシ

但出願人ハ本人父兄親族ノ中本人身上ニ付家事ニ係累無ク他日不都合ナキ由ヲ證スルニ足者タルヘシ

入學願書々式

何^{何_村住}國^{何_郡}

何^{何_二男}某^{某_二男}

苗 字 名

當何月何年何ヶ月

右之者教義専門學志願ニ付今般御院本教館へ入學修業爲致度候間御試檢ノ上院費生ニ御加入被下度此段相願候也

何^{何_村住}國^{何_郡}

苗 字 名 印

年号月日

神宮教院御中

履歷書々式

當何月何年何ヶ月

何縣府士業
平民族何國何郡何町村住

何某長二男

苗字名

當何月何年何ヶ月

一 八歲以後公私ヲ論セス從事セシ事蹟ノ大概

一 同從學セシ師名(住所身分共)

一 同歴覽セシ書名

一 同著述或編輯セシ書ノ有無

右之通候也

年号月日

苗字名印

前文之通相違無之仍テ奥印仕候也

何縣府士業
平民族何國何郡何町村住

本人師

苗字名印

神宮教院御中

第十四條

試檢及第ノ上入學ヲ許ストキハ左ノ書式ニ准シ本人并ニ父兄親族中ヨリ證書ヲ出サシム

證書々式

私儀今般御試檢ノ上教義専門學院費生ニ御拔撰被下向幾年間學資御給與被下候旨領承仕候然ル上ハ修學年間ハ勿論奉事年限中一切御定則ニ違背仕間敷候仍テ證書ヲ差出置候也

苗 字 名 印

前書之通相違無之候方一本人在學并ニ奉事年限中御規則ニ背キ候歟其他凡而不都合之儀等有之候節ハ私儀引受御定則之通御處分相受可申候右保証仕候也

年号月日

府士華族
縣士族
平民何國何郡何村住

引受人本人父兄
親族中苗 字 名 印

當何月何年何ヶ月

神宮教院御中

第十五條

第十三條第十四條ノ如ク身元引請人ハ本人父兄親族ノ中タリト雖モ他管内ノ者ハ此地ニ於テ別ニ假引請人ヲ定メ本館へ届出ツヘシ

第十六條

生徒ヲ分テ上中下三等トス上中二等ヲ本科トシ各五級二分チ下等ヲ豫科トシ二級二分ツ

第十七條

新ニ入學スル生徒ハ盡ク之ヲ下等トシ學術ノ進歩ニ隨ヒ本科ニ入ルヘシ

第十八條

生徒ハ即今皇漢兩學ヲ兼ヌルヲ要ス故ニ入學ノ後從來漢學ニ長スル者ハ專皇學ヲ修メ皇學ニ長スル者ハ漢學ヲ修メシメ兩學略通スルヲ待テ本科ニ入ルコトヲ得セシム

第十九條

上等生ハ學資六圓中等生ハ五圓下等生ハ四圓五十錢トス

第二十條

學資渡方ハ飯菜服具調度ハ現品ヲ給與シ贏餘金ハ管事之ヲ預リ湯沐費ハ受持給養ノ方ヲ設ケ毎月三度ニ分給ス

但右消費積金共月旦表ヲ作り各生徒ヲシテ捺印セシムヘシ

第廿一條

學資ハ日割ヲ以テ給ス故ニ一等親ノ病變又ハ自分病氣或ハ不得已事故アリテ歸省下宿スル者ハ已ニ給與セル衣服帽靴ノ類ヲ除ク外日用ノ給與ヲ止メ再歸寮スル日ヨリ給付スルヲ法トス

但醫師ノ檢査ニヨリ三十日以内下宿或ハ病院ニ入ルコトヲ指示スル者ハ此限ニ非ス

第廿二條

生徒服具ハ院ヨリ之ヲ給與スルヲ以テ登館并ニ外出ノ際他ノ衣服ヲ着スルヲ禁ス

但許可ヲ得テ管外ヲ旅行スル時ハ自己ノ服具ヲ用ルモ隨意タルヘシ

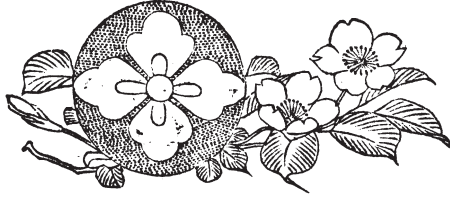
第廿三條

服具授受ノ際必新服具ヲ以テ舊服具ニ引換フルヲ法トス故ニ生徒舊服具ヲ持參セサル者ハ新服具ヲ受取ルヲ得ス

第廿四條

帽章服章ノ制左ノ如シ

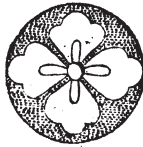
帽章



章徑壹寸

花枝
右一寸二分
左六分

服章



徑八分

館長帽服章金花枝銀

掛職員帽服章銀花枝真鍮減金

上等生帽服章錫花枝真鍮減金

中等生帽服章真鍮花枝真鍮減金

下等生帽服章銅花枝眞鍮減金

第廿五條

帽章服章ハ生徒ノ表準タルヲ以テ勤メテ愛護保存スヘシ若損壞或ハ遺失スル者ハ罰アリ

第廿六條

服具調度保存期限左ノ如シ

一 帽章	五年
一 服章	五年
一 服	六ヶ月
一 帽	六ヶ月
一 靴	三ヶ月
一 墨	六ヶ月
一 筆	十日
一 紙	十日

第廿七條

生徒修學期年中ハ官職ニ登庸スル事ヲ得ス

但故アリテ教導職試補ニ薦舉スル者ハ此限ニ非ス

第廿八條

生徒學術ノ進歩優劣ハ試験ニ於テ得ル所ノ各科ノ點數ヲ以テ之ヲ定メ表録スヘシ

第廿九條

毎二月ニ小試験毎六月ニ大試験ヲ行フ等級ノ進退ハ此時大ニ於テスヘシ

第三十條

全科卒業スルトキハ試験ヲ遂ケ館長教授管事集會議定ノ上左式ノ證書ヲ與フヘシ

卒業 之證	
何府	何縣
華	七族
某子弟	苗字名
何年何月	何年何月
教義專門學科卒業候事	
年號月日	本教館
第何期何番	神宮教院本教館之印

第三十一條

生徒學期未滿ナリト雖モ學力已ニ止リ進修セサル證判然タル者ハ院費ヲ止メ相當ノ奉事ヲ命スル事モ有ルヘシ

第三十二條

卒業後奉事年限中八九十六圓以上百四十四圓以下歲俸ヲ給與スヘシ

但教育ヲ受タル義務トシテ十分ノ二ヨリ少カラス十分ノ三ヨリ多カラサル俸稅ヲ収メシム

四 神宮教院本教館生徒寮則

神宮教院本教館生徒寮則

第一條

寮中先進ヲ敬ヒ後進ヲ愛シ互ニ同胞ノ義ヲ存シ責善忠告切磋勉勵スベシ

第二條

寮中生徒執業ノ時間左ノ如シ

午前五時ヨリ六時マテ 盥嗽神拜

六時ヨリ七時三十分マテ 習學

七時三十分ヨリ八時マテ 朝食

八時ヨリ十二時マテ 在館受業

十二時ヨリ一時マテ 午餐休息

一時ヨリ四時マテ 在館受業

四時ヨリ五時三十分マテ 體操

五時三十分ヨリ六時マテ 夕餐

六時ヨリ十時マテ 習學

十時ヨリ十一時マテ 休息

十一時ヨリ 就眠

第三條

病氣或ハ不得已事故アリテ闕業スル時ハ必遲滞無ク届出ヅベシ

第四條

登館ノ節ハ先神殿ヲ參拜シ勤怠簿ニ捺印シ然後業ニ就クベシ退出ノ時モ參拜スルヲ初ノ如シ

第五條

生徒ノ願届等ハ舍長奥書シテ寮長ニ出シ寮長捺印之ヲ管事ニ達スベシ

第六條

館寮休業ノ日左ノ如シ

神宮大察^{〔マツ〕}日

朝廷祝日

毎日曜日

第七條

每一ノ日午前八時ヨリ寮長各舍長生徒ヲ率テ神宮ヘ參拜スベシ

但參拜ノ途中私ニ人家ニ立寄り或ハ談笑戲謔論辨喧擾等凡テ見苦シキ所態アルベカラズ

第八條

外出ハ寮長ニ告ゲ午後體操ノ時間ヲ以テスベシ

但不得已所用アリテ體操ノ時間ニ辨ジ難キモノハ豫メ寮長ヲ經テ管事ノ許可ヲ請フベシ尤一晝夜ヲ過グベカラズ

第九條

休業ノ日ハ午前八時ヨリ午後五時マテ外出ヲ許ス

但祭日祝日及一ノ日ノ日曜日ニ相當スルトキハ參拜後ノ休暇タルベシ

第十條

寮中ハ生徒ニ名ツ、輪番ニ之ヲ洒掃シ勤メテ淨潔整頓ナルヘシ

第十一條

飲食ハ凡テ食堂ニ於テシ生徒自寮中ヘ食物ヲ持來ルコトヲ許サズ就中酒品ヲ用フルヲ嚴禁ス

但茶菓煙草ハ此限ニ非ズ

第十二條

寮僕ハ館ヨリ之ヲ給スルヲ以テ生徒私ニ勞錢ヲ與フルコトヲ禁ス

第十三條

貨幣ノ貸借無益ノ雜戲ハ一切之ヲ禁ス

但貨幣ハ當用ノ外寮中ニ所持スベカラズ若餘財アラハ之ヲ管事ニ預ケ置キ臨時ニ之ヲ請フベシ

第十四條

居室戸障書籍器具等凡テ館物ヲ破損スル者ハ相當ノ修覆料ヲ収ムベシ

